

## ○南伊勢町一次産業後継者等育成事業実施要綱

令和4年8月1日  
告示第105号

### (趣旨)

第1条 この告示は、一次産業が基幹産業である南伊勢町(以下「町」という。)において、農林水産業の技術を次世代へ繋ぎ、未来を担う後継者等を確保・育成することを目的に、一次産業等への就業を希望する者の長期研修を実施する事業者に対して支援し、農林水産業にかかる後継者等の担い手づくりの推進を図るため、南伊勢町一次産業後継者等育成事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一次産業等 町内で営まれている農林業、漁業及び農林水産業に関わる卸売業をいう。
- (2) 後継者等 一次産業等で生計を立てることを目的に、就業、起業又は事業継承を希望する者をいう。
- (3) 認定育成事業者 第5条第3項により審査し認定の決定を受けた者をいう。
- (4) 長期研修 認定事業者が町内で実施する研修で、一次産業等に従事する前に必要な技術、知識等を習得させることを目的に、1月以上行う研修をいう。
- (5) 研修生 認定育成事業者が実施する長期研修を受ける者をいう。

### (認定育成事業者の要件)

第3条 認定育成事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- (1) 町内に住所を有する個人又は法人であること。
- (2) 町内で一次産業等を営んでいること。
- (3) 後継者等を育成する意欲があること。
- (4) 町税等の滞納がないこと。
- (5) 研修生を労災保険等に加入させることができること。

### (認定育成事業者の募集)

第4条 町長は、当該事業を実施しようとするときは、町のホームページ等により認定育成事業者の募集を行うものとする。

2 認定育成事業者になろうとする者(以下「応募者」という。)は、南伊勢町一次産業後継者等育成事業認定育成事業者応募申込書(様式第1号)と次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 育成計画書(様式第3号)
- (3) 住民票(個人の場合)又は登記事項証明書(法人の場合)
- (4) 完納証明書
- (5) その他町長が必要と認める書類

### (認定育成事業者の審査)

第5条 町長は、認定育成事業者の選定を行うため、南伊勢町一次産業後継者等育成事業審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会の委員は、町長が必要と認める者から5名以内をもって町長が指名する。

3 審査会は、その内容を審査し、審査の結果を町長に報告するものとする。なお、審査すべき事項について、関係部署や機関に説明を求めることができる。

### (認定育成事業者の決定)

第6条 町長は、前条の規定による審査結果の報告を受け、認定の可否について南伊勢町一次産業後継者等育成事業認定育成事業者決定(不決定)通知書(様式第4号)により応募者に通知するものとする。なお、認定期間は、認定の日から3年間とする。

(認定の更新及び取り消し)

第7条 認定育成事業者は、認定期間を更新しようとするときは、南伊勢町一次産業後継者等育成事業認定育成事業者更新申請書(様式第5号)と次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 住民票(個人の場合)又は登記事項証明書(法人の場合)
- (3) 完納証明書
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による更新申請を受理したときは、その内容を審査し、更新の可否について南伊勢町一次産業後継者等育成事業認定育成事業者決定(不決定)通知書(様式第4号)により認定育成事業者に通知するものとする。

3 町長は、認定育成事業者が次の各号いずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 取り消しの申し出があったとき。
- (2) 法令、条例等に違反したとき。
- (3) 認定育成事業者としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 第3条の要件を満たさなくなったとき。
- (5) 長期研修の実施が困難となったとき。

(補助対象事業)

第8条 補助金の対象となる事業は、別表のとおりとし、南伊勢町一次産業後継者等育成事業補助金(以下「補助金」という。)により予算の範囲内において支給するものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、南伊勢町一次産業後継者等育成事業補助金交付申請書(様式第6号)と次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。なお、申請は年度毎を行い、2年度目以降も提出書類は同様とする。

- (1) 認定育成事業者決定通知書の写し
- (2) 研修生との雇用契約書の写し又は研修生との関係がわかる書類(戸籍謄本)
- (3) 研修生経歴書及び条件確認書(様式第7号)
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第10条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否について南伊勢町一次産業後継者等育成事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(状況報告)

第11条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、9月の末日までの長期研修の実施状況について、10月の末日までに南伊勢町一次産業後継者等育成事業研修状況報告書(様式第9号。以下「研修状況報告書」という。)を町長に提出しなければならない。

(補助事業の計画変更又は中止)

第12条 交付決定者は、当該事業の計画を変更し、又は中止しようとするときは、南伊勢町一次産業後継者等育成事業補助金計画変更(中止)承認申請書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に定める承認申請を受理したときは、その内容を審査し、変更又は中止の承認について南伊勢町一次産業後継者等育成事業補助金計画変更(中止)承認通知書(様式第11号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第13条 交付決定者は、当該事業が完了したとき、または研修生が退職したときは、事業完了の日から30日以内に、南伊勢町一次産業後継者等育成事業補助金実績報告書(様式第12号)と次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 長期研修の実施状況が分かる書類

- (2) 研修生への給与等の支払いが証明できる書類
- (3) 研修実施日毎の研修時間が分かる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類  
(補助金の交付確定)

第14条 町長は、前条に定める実績報告書の提出を受け、事業の完了を確認し、適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、南伊勢町一次産業後継者等育成事業補助金交付確定通知書(様式第13号)により交付決定者に通知するものとする。  
(補助金の支払)

第15条 交付決定者は、補助金の支払を受けようとするときは、南伊勢町一次産業後継者等育成事業補助金請求書(様式第14号。以下「請求書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に定める請求書に基づき、補助金を支払うものとする。また、必要があると認められるときは、概算払することができる。

3 交付決定者は、概算払請求により補助金の支払を受けようとするときは、請求書と次に掲げる書類を町長へ提出しなければならない。

- (1) 研修状況報告書
- (2) 研修生への給与等の支払いが証明できる書類
- (3) 研修実施日毎の研修時間がわかる書類  
(書類の整備)

第16条 交付決定者は、補助金の交付に関する書類等を整備し、補助金交付日の属する会計年度の翌年から10年間保管し、関係書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(立入検査等)

第17条 町長は、交付決定者に対し、補助事業の実施状況や事業終了後の研修生の就業状況等の報告を求め、又は関係職員に検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(交付決定の取消)

第18条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び交付決定通知等に付した条件に違反したとき。
- (2) 申請書等の書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交付決定について町長が不適当であると認めたとき。

(補助金の返還)

第19条 町長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正な方法によって補助金の交付を受けたときは、交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができるものとする。

(その他)

第20条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年南伊勢町告示第157号)

この告示は、令和4年12月12日から施行する。

附 則(令和5年南伊勢町告示第119号)

この告示は、令和5年9月29日から施行する。

附 則(令和6年南伊勢町告示第89号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表

	内容
補助対象事業	後継者等を確保・育成することを目的に、一次産業等へ就業を希望する者の長期研修を実施する事業
補助対象者	認定育成事業者の内、「法人事業所」又は「常時雇用5人以上の個人事業所」、「3親等以内の親族に事業継承する予定の個人事業所」を対象とする。ただし、令和6年4月1日以前に認定育成事業者として決定している者について、1人目の研修生を受け入れる場合はこの限りでない。
対象経費	研修生の入件費
補助対象期間	認定育成事業者の認定期間の内、最大2年間
補助金額	1日の研修に対して7,500円とし、1月あたり150,000円を上限とする。
研修生条件	<p>1 一次産業等での就業、起業又は事業継承が研修目的であること      2 対象期間終了後も町内で継続して一次産業等に従事する強い意志があること      3 町内在住で、補助金の交付申請時に50歳未満であること      4 過去の一次産業等従事期間が5年未満であること      5 認定育成事業者と雇用関係があり、雇用開始から1年未満であること      6 過去に一次産業後継者等育成事業や国、県の同様の研修を受けていないこと</p>
備考	<p>※1 当該事業が国、県その他の補助金事業等の対象となっている場合は補助対象外とする。</p> <p>※2 原則1月の研修日数は10日以上とし、下回る月が年度内3月以上となった場合、やむを得ない理由を除き、交付決定を取り消すことができる。</p> <p>※3 研修生受入可能人数は認定育成事業者につき1人までとし、研修生が辞めた場合は対象年度内は補助金の交付申請はできない。</p> <p>※4 研修生条件の4について、研修生が町出身者である場合はこの限りでない。</p>

様式第1号(第4条関係)

年　月　日

南伊勢町長　　様

住　所

事業者名

印

南伊勢町一次産業後継者等育成事業認定育成事業者応募申込書

認定育成事業者として、一次産業等へ就業を希望する者の長期研修を実施したいので、  
南伊勢町一次産業後継者等育成事業実施要綱第4条第2項の規定により応募します。

添付資料

- 1 誓約書(様式第2号)
- 2 育成計画書(様式第3号)
- 3 住民票(個人)又は登記事項証明書(法人)
- 4 完納証明書
- 5 その他町長が必要と認める書類

◎事業者概要

所在地	〒	事業所名		
代表者名		担当者名		
連絡先	TEL :	Mail :		
設立年月日	年　　月　　日	従業員数	合計	名
事業内容				
備考				

様式第2号(第4条・第7条関係)

誓 約 書

この度私は、認定育成事業者の応募に際し、下記に提示された内容を遵守し、応募内容等に虚偽がないことを誓約し、署名捺印のうえ、本状を提出します。

記

- 1 応募に際し、内容に虚偽や間違いはありません。また、虚偽等が見つかった場合には、応募が取り消されても異議を申しません。
- 2 下記の認定育成事業者の要件を全て満たしています。
  - (1) 南伊勢町内に住所を有する個人又は法人であること
  - (2) 南伊勢町内で一次産業等を営んでいること
  - (3) 後継者等を育成する意欲があること
  - (4) 町税等の滞納がないこと
  - (5) 研修生を労災保険等に加入させることができること
- 3 南伊勢町一次産業後継者等育成事業実施要綱を遵守し、事業を実施します。

年       月       日

住       所

事業者名

印

### 様式第3号(第4条関係)

## 育成計畫書

### 認定育成事業者名

産業分野	1 農業	2 林業	3 漁業	4 卸売業
受入形態	1 事業継承型 2 就業型 3 起業型	(研修生である子弟等が事業継承するパターン) (研修終了後、研修生が就職するパターン) (研修終了後、独立して事業を開始するパターン)		

※該当するものに○してください。

研修地	南伊勢町 地内
就業種類	※研修を予定している就業種類(例：果樹栽培、真鯛養殖等)をすべて記入してください。
給与	円
勤務日数・時間	[予定] _____ 日間/月 程度 (平均 _____ 時間/日)
休暇休日	年間休日： _____ 日 [有給休暇： 有 ・ 無 (日数： _____ 日)]
待遇	※社会保険、労災保険、その他福利厚生 等
研修内容	※日々の業務内容、座学研修、スケジュール、人材育成方法、育成目標 など
取得させる資格・技術等	※船舶免許、農機具運転技術 など

※詳細計画（日々の業務詳細、スケジュール、達成目標等）をお書きください。

内 容	
1 年 目	
2 年 目	
対象期間終了後	

様式第4号(第6条・第7条関係)

第 号  
年 月 日

様

南伊勢町長

印

南伊勢町一次産業後継者等育成事業認定育成事業者決定(不決定)通知書

次のとおり、決定しましたので通知します。

1 決定 ・ 不決定

2 認定期間

認定日 から 年 月 日 まで (3年間)

3 その他条件等

様式第5号(第7条関係)

年　月　日

南伊勢町長　　様

住　所

事業者名

印

南伊勢町一次産業後継者等育成事業認定育成事業者更新申請書

一次産業等へ就業を希望する者の長期研修を実施するため、認定育成事業者の認定の更新をしたいので、南伊勢町一次産業後継者等育成事業実施要綱第7条第1項の規定により申請します。

添付資料

- 1 誓約書(様式第2号)
- 2 住民票(個人)又は登記事項証明書(法人)
- 3 完納証明書
- 4 その他町長が必要と認める書類(育成計画書に変更がある場合は提出)

◎事業者概要

所在地	〒	事業所名		
代表者名		担当者名		
連絡先	TEL :	Mail :		
設立年月日	年　　月　　日	従業員数	合計	名
事業内容				
備考				

様式第6号(第9条関係)

年　月　日

南伊勢町長

様

住　所

事業者名

印

### 南伊勢町一次産業後継者等育成事業補助金交付申請書

南伊勢町一次産業後継者等育成事業に関する長期研修を実施したいので、南伊勢町一次産業後継者等育成事業実施要綱第9条の規定により申請します。

記

1 補助金交付申請金額　　金　　円

2 補助対象金額内訳

月	研修日数	給与	補助対象金額
月	日	円	円
月	日	円	円
月	日	円	円
月	日	円	円
月	日	円	円
月	日	円	円
月	日	円	円
月	日	円	円
月	日	円	円
月	日	円	円
月	日	円	円
月	日	円	円
合計	日	円	円

3 添付書類

- (1) 認定育成事業者決定通知書の写し
- (2) 研修生との雇用契約書の写し又は研修生との関係がわかる書類(戸籍謄本)
- (3) 研修生経歴書(様式第7号)
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第7号(第9条関係)

## 研修生経歴書及び条件確認書

事業者名

年 月 日現在

(ふりがな) 氏名					
住所	〒				
電話番号					
E-mail					
生年月日	年	月	日	年齢	歳
家族構成	本人、				
取得している 資格・免許					

※出身地、最終学歴、一次産業への従事経歴など現在までのすべての就業先を記入してください。

研修生 条件 確認欄	<p><u>※ □にチェックしてください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 一次産業等での就業、起業又は事業継承が研修目的である。</li> <li><input type="checkbox"/> 対象期間終了後も町内で継続して一次産業等に従事する強い意志がある。</li> <li><input type="checkbox"/> 町内在住で、現在（補助金の交付申請時）50歳未満である。</li> <li><input type="checkbox"/> 過去の一次産業等従事期間が5年未満である。</li> <li><input type="checkbox"/> 認定育成事業者と雇用関係があり、雇用開始から1年未満である。</li> <li><input type="checkbox"/> 過去に一次産業後継者等育成事業や国、県の同様の研修を受けていない。</li> </ul>	
	業務内容	
	給与	月給 円
	労災保険等	加入

雇用条件	業務内容	
	給与	月給 円
	労災保険等	加入

研修生情報及び学歴・職歴について、その内容に虚偽や間違いはありません。また、上記のとおり研修生条件について全て満たしており、給与等の雇用条件も確認しました。

研修生氏名 \_\_\_\_\_ 印

様式第8号(第10条関係)

南伊勢町指令 第 号  
年 月 日

様

南伊勢町長 印

南伊勢町一次産業後継者等育成事業補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付で申請のあった南伊勢町一次産業後継者等育成事業補助金について、南伊勢町一次産業後継者等育成事業実施要綱第10条の規定により下記のとおり交付を決定します。

記

1 補助金交付決定金額 金 円

2 補助対象期間 年 月 日 から 年 月 日

3 補助金等の交付の条件

- (1) この補助金は、南伊勢町一次産業後継者等育成事業のために交付するものであり、目的外への使用は一切しないこと。
- (2) 町の監査を求められたときは、関係書類を提示すること。
- (3) 不正な方法により補助金の交付を受けたことが判明した場合には、補助金交付の決定が取り消され、交付された補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。
- (4) 定められた期限までに実績報告書等を町長へ提出すること。

様式第9号(第11条関係)

年 月 日

南伊勢町一次産業後継者等育成事業研修状況報告書

事業者名	
研修生氏名	

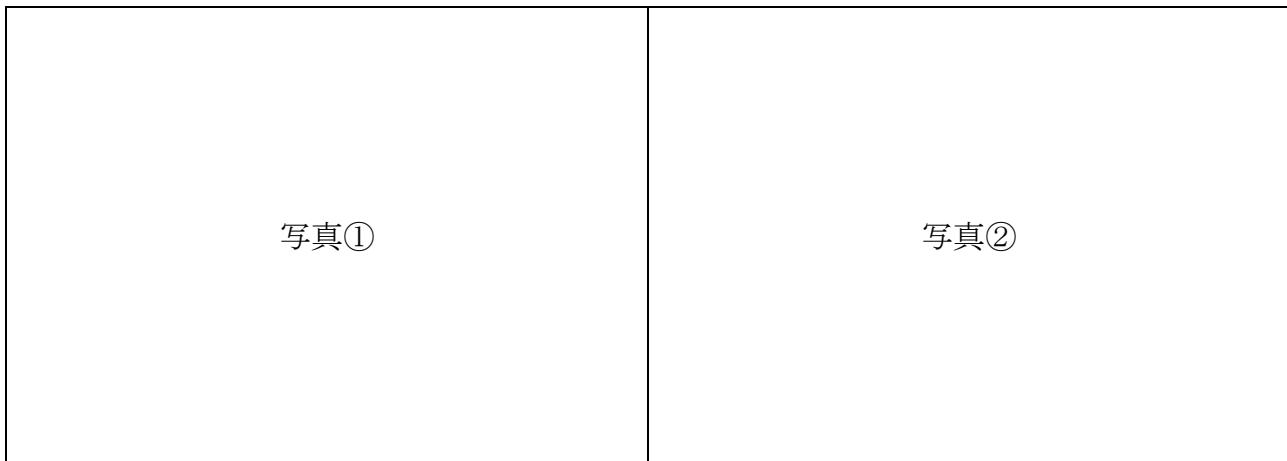
(1) 研修日数及び給与

	月	月	月	月	月	月
研修日数	日	日	日	日	日	日
給与	円	円	円	円	円	円

(2) 研修内容詳細

--

(3) 研修状況写真



様式第10号(第12条関係)

年　月　日

南伊勢町長　　様

住　所

事業者名　　印

南伊勢町一次産業後継者等育成事業補助金計画変更(中止)承認申請書

年　月　日付、南伊勢町指令　第　号で交付決定を受けた南伊勢町一次産業後継者等育成事業補助金について、下記のとおり計画変更(中止)したいので、南伊勢町一次産業後継者等育成事業実施要綱第12条の規定により、関係書類を添えて変更(中止)承認申請します。

記

1 変更前申請額　　円　　⇒　　変更後申請額　　円

2 関係書類

- (1) 事業変更計画書又は事業中止理由書
- (2) その他

様式第11号(第12条関係)

南伊勢町指令 第 号  
年 月 日

様

南伊勢町長 印

南伊勢町一次産業後継者等育成事業補助金計画変更(中止)承認通知書

年 月 日付で計画変更(中止)承認申請のあった南伊勢町一次産業後継者等育成事業補助金について、南伊勢町一次産業後継者等育成事業実施要綱第12条の規定により、計画変更(中止)を承認します。

- 1 変更後補助金交付決定金額 円
- 2 補助対象事業の内容は、 年 月 日付で申請のあった南伊勢町一次産業後継者等育成事業補助金計画変更(中止)承認申請書の記載のとおりとする。
- 3 補助条件は、南伊勢町一次産業後継者等育成事業補助金交付要綱の定めるところに従うこととする。

様式第12号(第13条関係)

年　月　日

南伊勢町長

様

住　所

事業者名

印

### 南伊勢町一次産業後継者等育成事業補助金実績報告書

年　月　日付、南伊勢町指令　第　　号で交付決定(変更承認)を受けた南伊勢町一次産業後継者等育成事業補助金にかかる実績を南伊勢町一次産業後継者等育成事業実施要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金実績金額　　金　　円

2 補助対象金額内訳

月	研修日数	給与	補助対象金額
月	日	円	円
月	日	円	円
月	日	円	円
月	日	円	円
月	日	円	円
月	日	円	円
月	日	円	円
月	日	円	円
月	日	円	円
月	日	円	円
月	日	円	円
月	日	円	円
合計	日	円	円

3 添付資料

- (1) 長期研修の実施状況が分かる書類
- (2) 研修生への給与等の支払いが証明できる書類
- (3) 研修実施日毎の研修時間が分かる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第13号(第14条関係)

南伊勢町指令 第 号  
年 月 日

様

南伊勢町長 印

南伊勢町一次産業後継者等育成事業補助金交付確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった南伊勢町一次産業後継者等育成事業補助金(交付決定番号: 南伊勢町指令 第 号)について、下記のとおり確定したので南伊勢町一次産業後継者等育成事業実施要綱第14条の規定により通知します。

記

補助金交付確定金額 金 円

( 補助金交付決定金額 金 円 )

様式第14号(第15条関係)

年　月　日

南伊勢町長　　様

住　所

事業者名

印

### 南伊勢町一次産業後継者等育成事業補助金請求書

年　月　日付、南伊勢町指令　第　号により交付決定を受けた南伊勢町一次産業後継者等育成事業補助金について、次のとおり請求します。

#### 1 請求金額

金　　円

#### 2 補助金交付決定金額等

交付決定金額	円
既請求金額	円
今回請求金額	円
未請求金額	円

#### 3 今回請求金額内訳

内容	金額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合計	円

注　行は必要に応じて増やすこと。

#### 4 補助金の振込先

金融機関名：

支店名：

口座種目：

口座番号：

口座名義人：